

へいせい20ねんどながのけんみのわまち・けんこうGTかっせいかけいかくへんこう
平成20年度長野県箕輪町・健康GT活性化計画(変更)

ながのけんみのわまち
長野県箕輪町

(平成20年2月)
平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成20年度長野県箕輪町・健康GT活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	箕輪町	地区名	・東箕輪地区 ・中箕輪地区	計画期間	平成20年度～23年度

目 標 :

当町がこれまで取組んできた各種健康づくり事業と結びつけ、「食・農・健康」をテーマとした新しい形のグリーンツーリズムを展開する。また近年増加している野生鳥獣による農作物被害農地等の遊休化を防止し、田園風景の維持を図る。さらに、要望の多くなっている都市近郊の市民や小中学校の農村体験の受け入れを図るとともに、既存施設等を利活用しながら地域住民との交流を進める。これらの各種事業への取組みにより、地域への入り込み客数を具体的な数値目標として、19年の395,377人から、年間398,000人を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

箕輪町は、長野県のほぼ中央部、上伊那郡の北部に位置し、河岸段丘の典型的な地勢を示している。中部平坦部を北から南へ天竜川が貫流し、東は狭小な大地から伊那山脈に、西は広い緩傾斜の台地となって中央アルプスに続き、ともに農耕地帯を形成している。
 東箕輪地区は、町の東、標高675m～750mの一部山間地域を有する地域で、沢川など豊富な水源を有し、古くから果樹栽培、稲作が盛んな地域である。さらに最近、大規模酪農家がアイスクリーム工房を開設、地元を中心とした有志がモクレン科の「まつぶさ」を使ったワインの製造、石焼釜パンを1ターンの定住者が起業するなど地域資源を活用する取り組みが始まりつつある地域である。
 中箕輪地区は緩傾斜の大地から中央アルプス連峰に続く急傾斜地へと繋がり、水稻を中心に畜産、果樹、花き、を取り入れた複合型経営が実践されている。

現状と課題

当町では、高齢化が進み、農業の後継者不足や遊休農地が年々拡大し、86.4haに及び、当町の基幹産業のひとつである農業が衰退傾向となっている。また、観光面での入りこみ客数を見ても、横ばいの状態が続いており、遊休農地の解消と農村景観の維持、更には地域の活性化が大きな課題となっている。
 東箕輪地区において、個々の農家等が農畜産物等の地域資源を活用した取り組みを始めたばかりであり、地域資源の連携した取り組みがなされていないため、大きな成果が出ていない現状である。このため、集落の資源をつなぎ、各種体験・交流事業で都市住民を呼び込んで交流を図りながら地域の活性化に向けた取り組みが大きな課題となっている。
 さらに、山間部を中心に近年イノシシや鹿による果樹園等の被害が多発し、耕作放棄地が増加しており、遊休農地解消と農村景観の維持が課題となっている。中箕輪地区では、酪農経営不振による廃業のたびに、広大な牧草地が遊休農地化してしまう問題を抱えており、遊休農地対策と同時に、農業関連新産業の導入等による農業経営の安定化策が急務となっている。
 また一方で当町では、生活習慣病、介護予防事業に熱心に取り組む町の健康保険費用の逓減化に大きな成果をあげ、幼児期における「運動あそび」事業により、前頭葉の活性化による保育園児の集中力の向上等、脳の活性化においても実績を上げている。

今後の展開方向等

箕輪町では、平成18年度から都市と農村交流事業の推進に向けて、地域住民による地域資源の活用を前提としたワークショップを開催し、グリーンツーリズムの展開に向けた意見集約と人材の発掘に取り組んで来た。これを受けて、当該地区に点在する史跡等を結ぶ既存散策道(東山山麓歴史コース)等の地域資源を活用し、また既存オーナー制農園での体験メニューの拡充や新たにオーナー制農園に取り組む農園の増加により、春から秋の一定期間複数回訪れ農作業体験等をおしての都市住民との交流を図る。加えて地元農家の指導・アドバイス等をおして交流を活性化させ、リピーターや「類は友を呼ぶ」交流を推進し、来訪者が訪れやすい環境を整えるため拠点施設を整備・活用することにより、地域の活性化を図るとともに地域の交流人口の増加を図る。
 また、当町では現在介護予防事業として大脳活性化による認知症予防効果研究にも取り組んでおり、これまでの「みのわ健康アカデミー事業」など各種健康づくり事業での実績を交流事業にも活用し、食・農・健康の融合をテーマとした新しいグリーン・ツーリズムの展開を、信州大学、町福祉担当課等と連携を取りながら進める。農村田園空間を「癒しのミュージアム」として位置づけ、資源・文化・歴史情報とともに活用し地域住民の健康増進を図る。「みのわ健康アカデミー」の取り組みや既存健康管理システムを都市農村交流型にアレンジしての活用と農村空間を生かした健康増進交流事業を展開し、地区の交流人口の増加をめざす。
 さらに、地域農産物を加工して、自然・健康をテーマとした食品を地域特産品として訪問者に提供し、既存交流施設での活用と地域のイメージアップを図り、交流人口の拡大を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
箕輪町	全区域	遊休農地解消支援(遊休農地解消支援)	箕輪町	有	二	
箕輪町	東箕輪地区	総合鳥獣被害防止施設(総合鳥獣被害防止施設)	東箕輪営農組合	有	二	
箕輪町	中箕輪地区	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	箕輪町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
箕輪町	全区域	農山漁村活性化施設整備附帯事業	箕輪町	有	
箕輪町	中箕輪地区	創意工夫発揮事業	箕輪町	有	
箕輪町	東箕輪地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	東箕輪営農組合	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
箕輪町	箕輪町	都市農村交流セミナー	箕輪町	町単独事業 H18年度～
箕輪町	箕輪町	みのわ健康アカデミー	箕輪町	町単独事業 H17年度～
箕輪町	箕輪町	東山山麓歴史コース整備(ハード・ソフト)	箕輪町・東山山麓歴史コース設定委員会	県単・町単独事業 H19年度～
箕輪町	箕輪町	ウォーキングによる人体影響分析調査	箕輪町	町単独事業 H20年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

箕輪町(長野県箕輪町)	区域面積	7,039ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積7,039ha(出典:農林業市町村データ等)のうち農林地面積は6,564haと約82%を占めるとともに、15歳以上の就業者数に占める農林業就業者の割合は9%(17国調)と、農林業が重要な地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 当該地区は人口が(H14住基台帳→H19)約1%減少し、高齢化率も微増し今後もさらに高齢化の進行が進む地区である。また近年、野生鳥獣による農作物被害が増加し、農業者の高齢化と相まって耕作放棄地も増加するなど地域の活力低下が懸念されている。このような状況の中、都市と農村との交流を促進する地域の活性化を図るためには、地域資源を活用した交流施設の整備と農村景観の維持が重要である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 当該地域は、純農村集落が点在する地域であり、用途地域を含む市街地を形成している区域を除いて設定している。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

目標年の23年度の達成状況について、交流人口については県の観光地利用者統計及び町商工観光係の聞き取り調査の報告を平成24年度に箕輪町が評価する。

箕輪町・健康GT活性化計画区域図

創意工夫發揮施設

受入機能強化施設

活性化区域
中箕輪地区

活性化区域
東箕輪地区

総合鳥獣被害防止施設

活性化区域外
(市街化区域)

凡例

— 全町区域

— 市街化区域

(活性化区域外)

